

大阪市告示第65号

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 23 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 担当部局

〒530-8201

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所 地下 2 階

大阪市デジタル統括室戦略担当（総務グループ）

電話 06 - 6208 - 7675

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

大阪市ホームページ運用管理システム再構築及び運用保守業務委託 一式

(2) 役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和14年12月31日（金）まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定に基づく総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市の入札参加資格審査において、その

資格を認められた者は入札に参加することができる。

また、関係会社の参加制限については、入札説明書による。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録がない者は、入札説明書のとおり、令和 8 年 2 月 9 日（月）までに必要な手続きを行い、その資格を認められた場合は、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和 7・8・9 年度本市入札参加有資格者名簿（業務委託）において、「04映画等制作・広告・催事、印刷-02広告代行-03ホームページ作成」または「10情報処理-01情報処理-01システム企画・開発」の種目で登録していること。
- (5) 「令和 6 年度大阪市ホームページリニューアル要件定義等支援業務委託」の受注者（本市から再委託等の承諾を得た者も含む。）並びにこの受注者の「財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第 8 条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を有する会社に該当しないこと。

4 入札説明書及び入札参加申請書等の交付場所及び契約条項を示す場所等

- (1) 入札説明書及び入札参加申請書等の交付場所及び契約条項を示す場所
大阪市デジタル統括室ホームページ及び担当部局（上記 1 に同じ）
- (2) 当該入札に関する問い合わせ先
担当部局（上記 1 に同じ）
- (3) 入札説明書及び入札参加申請書等の交付方法
公告の日から無償により交付
ただし、担当部局（上記 1 に同じ）における交付は、本市の休日（大阪市の

休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条に掲げる本市の休日という。以下同じ。）を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）とする。

5 入札参加申請及び資格審査

入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加申請書を提出すること。

なお、当該申請に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

また、入札参加資格の審査結果によっては、入札に参加することができない。

(1) 入札参加申請の受付期間及び受付場所

公告の日から令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 5 時 30 分までに、電子メール、郵便等（大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 25 条第 2 項に規定する郵便又は信書便、以下「郵便等」という。）又は持参により、担当部局（上記 1 に同じ）あて必着のこと。

なお、郵便等による提出は、書留郵便等送付の記録が残る方法によることとし、持参による提出は、本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間（午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）とする。

また、電子メールによる提出は、入札説明書による。

(2) 入札参加資格の審査等

入札参加資格を審査のうえ、担当部局（上記 1 に同じ）から、令和 8 年 3 月 2 日（月）付けで書面により入札参加資格審査結果を通知する。

なお、入札参加資格を認めない申請者には、理由を付して通知する。

(3) 入札書等の交付

入札参加資格を認めた申請者には、入札参加資格結果通知時に入札書等を交付する。

(4) 入札参加資格を認めない申請者に対する理由の説明

入札参加資格を認めない旨の通知を受けた申請者は、入札説明書のとおり、本市に対してその理由の説明を求めることができる。

6 入札手続等

本入札は、総合評価一般競争入札により行い、詳細は入札説明書による。

(1) 提案書の提出期間及び提出場所

入札参加者は、入札説明書のとおり、提案書（正本１部（袋綴じ）・副本10部）及び電子記録媒体（媒体Ａ１部・媒体Ｂ１部）を、令和８年３月３日（火）から令和８年３月25日（水）午後５時30分までに郵便等又は持参により、担当部局（上記１に同じ）あて必着のこと。

なお、郵便等による提出は、書留郵便等送付の記録が残る方法によることとし、持参による提出は、本市の休日を除く午前９時から午後５時30分までの間（午後０時15分から午後１時までの間を除く。）とする。

(2) 入札の日時及び場所

ア 入札日時 令和８年４月21日（火）午後１時30分

イ 入札場所 大阪市役所本庁舎会議室（詳細は入札参加資格審査結果の通知による。）

ウ 郵便等による提出の場合は、令和８年４月20日（月）午後５時30分までに、担当部局（上記１に同じ）あて必着のこと。

(3) 入札方法

入札参加者は、入札説明書のとおり、入札書を提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

入札終了後、直ちに入札の場所において行う。

(5) 入札保証金及び契約保証金等

ア 入札保証金（見積もった契約希望金額の100分の３以上） 免除

イ 契約保証金 要

ただし、政府公債、大阪市債等の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

ウ 保証人 不要

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効の入札をした者は再度入札に参加することができない。

ア 大阪市契約規則第28条第1項に該当する入札

イ 入札参加申請書又は提出資料に虚偽の記載をした入札

ウ 本市が交付した入札書を用いないでした入札

エ 再度入札の場合に、前回最低入札価格以上の価格でした入札

オ 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札

カ 落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札

キ 関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札

7 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するため、提案内容の評価である「技術評価点」に入札価格の評価である「価格評価点」を加算する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において有効な入札があった者のうち、「技術評価点」と「価格評価点」の合計点である「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、公平性及び客観性を確保するため、学識経

験者の意見を聴くものとする。

(2) 落札者決定基準

入札説明書による。

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。

(4) 入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(5) 落札者又は契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった落札者又は契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。

(6) 落札決定後、契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、落札を取消し、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。

ア 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。

イ 大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるとき。

(7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けた場合は、契約の解除を行う。

(8) この入札において独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。

(9) この入札は、地方自治法、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）及び契約規則に定めるところにより、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(10) 契約の締結は、令和8年度予算が発効したときとする。

(11) その他、入札及び契約に関する詳細は入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the services to be procured :

A set of rebuilding, operations, and maintenance services for the City of Osaka official website system

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation :

5:30 PM, 20 February 2026

(3) The date and time for the submission of tenders :

① in person: 1:30 PM, 21 April 2026

② by post: 5:30 PM, 20 April 2026

(4) Contact point where tender documents are available :

General Affairs Group, Strategy Division, Office of Digital Management,

The City of Osaka

1-3-20, Nakanoshima, Kita-ku, Osaka 530-8201

TEL: 06-6208-7675

(デジタル統括室戦略担当)